

(仮称) 佐世保市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する 基準等を定める条例(案)の骨子

1 条例の目的

この条例は、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定め、もって指定障害福祉サービスの利用者が、必要な訓練、介護その他の援助を通じ、その有する能力及び適性に応じた自立した日常生活又は社会生活を営むことを目的として制定します。

2 対象となる事業所

- 居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、同行援護事業所及び行動援護事業所
- 療養介護事業所
- 生活介護事業所
- 短期入所事業所
- 重度障害者等包括支援事業所
- 自立訓練（機能訓練）事業所
- 自立訓練（生活訓練）事業所
- 就労移行支援事業所
- 就労継続支援 A 型事業所
- 就労継続支援 B 型事業所
- 共同生活援助事業所

3 基準

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定めます。（次ページ以降に主な基準を記載しています。）

4 施行期日

平成28年4月1日予定

障害福祉サービスの概要

| サービスの概要 | | ①居宅介護 | ②重度訪問介護 | ③同行援護 | ④行動援護 |
|--|---------|--|--|---|--|
| | | 居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。 | 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。 | 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。 | 障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。 |
| 【対象者】 障害支援区分が区分1以上(障がい児にあつてはこれに相当する心身の状態)である者 | | 【対象者】 重度の肢体不自由者であつて常時介護を要する障がい者 | 【対象者】 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等であつて、同行援護アセスメント票において、移動障がいの欄に係る点数が1点以上であり、かつ、移動障がい以外の欄に係る点数のいずれかが1点以上である者 | 【対象者】 知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であつて常時介護を要する者で、障がい程度区分が区分3以上であり、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目(11項目)等の合計点数が8点以上(障がい児にあつてはこれに相当する心身の状態)である者 | |
| 人員基準 | 従業者 | 常勤換算で2.5以上(介護福祉士、居宅介護職員初任者研修課程等の修了者など) | | | |
| | サービス提供者 | 事業規模に応じて1人以上(管理者の兼務及び常勤換算も可) | | | |
| | 管理者 | <ul style="list-style-type: none"> ●常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの(管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可) ●暴力団員等ではない者 | | | |
| 設備基準 | 事務室 | 事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室 | | | |
| | 受付等 | 利用申し込みの受付、相談等に対応するための適切なスペース | | | |
| | 設備・備品 | 必要な設備及び備品を確保し、特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮する | | | |

障害福祉サービスの概要

| | | ⑤療養介護 | ⑥生活介護 |
|---------|----------------------|--|--|
| | | <p>病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障害者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。</p> <p>【対象者】 病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者として次に掲げる者 (1) 筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害支援区分が区分6の者 (2) 筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者であって、障害支援区分が区分5以上の者 (3) 改正前の児童福祉法第43条に規定する重症心身障害児施設に入居した者又は改正前の児童福祉法第7条第6項に規定する指定医療機関に入所した者であって、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所を利用する(1)及び(2)以外の者</p> | <p>障害者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障がい者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。</p> <p>【対象者】 地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者として次に掲げる者 (1) 障害支援区分が区分3(障害者支援施設に入所する場合は区分4)以上である者 (2) 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2(障害者支援施設に入所する場合は区分3)以上である者 (3) 生活介護と施設入所支援との利用の組み合わせを希望する者であって、障害支援区分が区分4(50歳以上の者は区分3)より低い者で、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画を作成する手続きを経た上で、利用の組み合わせが必要な場合に、市町村の判断で認められた者</p> |
| サービスの概要 | 医師 | 健康保険法に規定する厚生労働大臣が定める基準以上 | 日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な |
| | 看護職員 | 療養介護の単位ごとに、常勤換算で利用者数を2で除した数以上 | 生活介護の単位ごとに、1人以上 |
| | 理学療法士 又は 作業療法士 | なし | 利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに当該訓練を行うために必要な数 |
| | 生活支援員 | 療養介護の単位ごとに、常勤換算で利用者数を4で除した数以上(1人以上は常勤) | 生活介護の単位ごとに、1人以上(1人以上は常勤) |
| | サービス管理 責任者 | ●利用者数60以下は1人以上 ●利用者数61以上は1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 | ●利用者数60以下は1人以上 ●利用者数61以上は1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 |
| | 管理者 | ●原則として管理業務に従事するもの(管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可) ●暴力団員等ではない者 | |
| 設備基準 | 訓練・作業室 | なし | 訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること |
| | 相談室 | なし | 間仕切り等を設けること |
| | 洗面所・便所 | なし | 利用者の特性に応じたものであること |
| | 設備・備品 | 医療法に規定する病院として必要とされる設備及び多目的室その他運営上必要な設備 | 多目的室その他運営上必要な設備 |

障害福祉サービスの概要

| | | ⑦短期入所 | ⑧重度障害者包括支援 |
|---------|-----------|--|--|
| サービスの概要 | | <p>居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設その他の以下に掲げる便宜を適切に行うことができる施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事その他の必要な保護を行います。</p> <p>【対象者】 <福祉型(障害者支援施設等において実施)> (1) 障害支援区分が区分1以上である障がい者 (2) 障がい児の障がいの程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障がい児 <医療型(病院、診療所、介護老人保護施設において実施)> 遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障がい児・者 等</p> | <p>重度の障がい者等に対し、居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を包括的に提供します。</p> <p>【対象者】 常時介護を要する障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある者のうち、四肢の麻痺及び、寝たきりの状態にある者並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する者 具体的には、障害支援区分が区分6(障がい児にあつては区分6に相当する心身の状態)に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であつて、以下のいずれかに該当する者</p> |
| 人員基準 | 従業者 | <ul style="list-style-type: none"> ●併設・空床利用型事業所 当該施設の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上のほか、指定宿泊型自立訓練事業所等である場合は別途規定あり ●単独型事業所 別途基準 | 指定障害福祉サービス事業者(指定療養介護事業者を除く。)又は指定障害者支援施設の基準を満たしていること |
| | サービス提供責任者 | なし | 相談支援専門員と重度障害者等包括支援利用対象者に対する入浴、排せつ、食事等の介護その他これに準ずる業務に3年以上従事した経験を有する者を1人以上(1人以上は専任かつ常勤) |
| | 管理者 | <ul style="list-style-type: none"> ●常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの(管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可) ●暴力団員等ではない者 | |
| 設備基準 | 居室 | <ul style="list-style-type: none"> ●併設・空床利用型事業所 併設事業所又は指定障害者支援施設等の居室であつて、その全部又は一部が利用者に利用されていない居室を用いること ●単独型事業所 別途基準 | なし |
| | 事務室 | なし | 事務の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室 |
| | 受付等 | なし | 利用申し込みの受付、相談等に対応するための適切なスペース |
| | 設備・備品 | <ul style="list-style-type: none"> ●併設事業所 併設事業所又は併設本体施設の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の利用者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備(居室を除く。)を指定短期入所事業の用に供することができる ●空床利用型事業所 指定障害者支援施設として必要とされる設備を有することで足りる ●単独型事業所 別途基準 | 必要な設備及び備品等を確保し、特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮する |

障害福祉サービスの概要

| | | ⑨自立訓練(機能訓練) | ⑩自立訓練(生活訓練) |
|---------|----------------------|---|--|
| サービスの概要 | | <p>身体障がい者を有する障がい者につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくはサービス事業所において、又は当該障がい者の居室を訪問することによって、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。</p> <p>【対象者】 地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者。具体的には次のような例が挙げられます。 (1) 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者 (2) 特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者</p> | <p>知的障がい又は精神障がい者を有する障がい者につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくはサービス事業所において、又は当該障がい者の居室を訪問することによって、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。</p> <p>【対象者】 地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者。具体的には次のような例が挙げられます。 (1) 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 (2) 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 等</p> |
| 人員基準 | 看護職員 | 1人以上(1人以上は常勤) | なし |
| | 理学療法士 又は 作業療法士 | 1人以上 | なし |
| | 生活支援員 | 1人以上(1人以上は常勤) | 常勤換算で①に掲げる利用者を6で除した数と②に掲げる利用者数を10で除した数の合計数以上(1人以上は常勤) ① ②に掲げる利用者以外の利用者 ② 指定宿泊型自立訓練の利用者 |
| | 地域移行支援員 | なし | 指定宿泊型自立訓練を行う場合に1人以上 |
| | サービス管理責任者 | なし | ●利用者数60以下は1人以上 ●利用者数60以上は1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 |
| | サービス提供責任者 | ●利用者数60以下は1人以上 ●利用者数61以上は1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 | なし |
| | 管理者 | ●原則として管理業務に従事するもの(管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可) ●暴力団員等ではない者 | ●暴力団員等ではない者 |
| 設備基準 | 訓練・作業室 | 訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること | 訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること(指定宿泊型自立訓練のみを行う場合は必要なし) |
| | 相談室 | 間仕切り等を設けること | 間仕切り等を設けること |
| | 洗面所・便所 | 利用者の特性に応じたものであること | 利用者の特性に応じたものであること |
| | 設備・備品 | 多目的室その他運営上必要な設備 | 多目的室その他運営上必要な設備 |
| | 居室 | なし | 居室の定員1人、居室面積が収納設備等を除き、7.43㎡以上 |
| | 浴室 | なし | 利用者の特性に応じたものであること |

障害福祉サービスの概要

| | | ⑪就労移行支援 | ⑫就労継続支援A型 | ⑬就労継続支援B型 |
|---------|--------------|---|--|---|
| サービスの概要 | | <p>就労を希望する65歳未満の障がい者であつて、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。</p> <p>【対象者】 就労を希望する65歳未満の障がい者であつて、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者。具体的には次のような例が挙げられます。 (1) 就労を希望する者であつて、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の者 (2) あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又は灸師免許を取得することにより、就労を希望する者</p> | <p>企業等に就労することが困難な者につき、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者下記の対象者に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。</p> <p>【対象者】 企業等に就労することが困難な者であつて、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者(利用開始時65歳未満の者)。具体的には次のような例が挙げられます。 (1) 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかつた者 (2) 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかつた者 (3) 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者</p> | <p>通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち、通常の事業所に雇用されていた障がい者であつて、その年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となつた者、就労移行支援によつても通常の事業所に雇用されるに至らなかつた者、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。</p> <p>【対象者】 就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであつて、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者。具体的には次のような例が挙げられます。 (1) 就労経験がある者であつて、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となつた者 (2) 就労移行支援事業を利用(暫定支給決定での利用を含む)した結果、B型の利用が適当と判断された者 (3) 上記に該当しない者であつて、50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者</p> |
| 人員基準 | 職業指導員及び生活支援員 | 総数：常勤換算で、利用者数を6で除した数以上 職業指導員の数：1人以上 生活支援員の数：1人以上 | 総数：常勤換算で、利用者数を10で除した数以上 職業指導員の数：1人以上 生活支援員の数：1人以上 | |
| | 就労支援員 | 常勤換算で、利用者数を15で除した数以上(1人以上は常勤) | なし | |
| | サービス管理責任者 | ●利用者数60以下は1人以上 ●利用者数61以上は1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 | | |
| | 管理者 | ●原則として管理業務に従事するもの(管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可) ●暴力団員等ではない者 | | |
| 設備基準 | 訓練・作業室 | 訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること | | |
| | 相談室 | 間仕切り等を設けること | | |
| | 洗面所・便所 | 利用者の特性に応じたものであること | | |
| | 設備・備品 | 多目的室その他運営上必要な設備 | | |

障害福祉サービスの概要

| | | ⑭共同生活援助(グループホーム) |
|---------|-----------|--|
| サービスの概要 | | <p>地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。</p> <p>【対象者】 障害支援区分が区分1以下に該当する身体障がい者(65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障がい福祉サービス若しくは、これに準ずるものを利用したことがある者に限る。)、知的障がい者及び精神障がい者。</p> |
| 人員基準 | 世話人 | 常勤換算で、利用者数を6で除した数以上 |
| | 生活支援員 | 常勤換算で、次の①から④までに掲げる数の合計数以上 ① 障害支援区分3に該当する利用者の数を9で除した数 ② 障害支援区分4に該当する利用者の数を6で除した数 ③ 障害支援区分5に該当する利用者の数を4で除した数 ④ 障害支援区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数 |
| | サービス管理責任者 | ●利用者数30以下は1人以上 ●利用者数31以上は1人に、利用者数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 |
| | 管理者 | ●常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの(管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可) ●暴力団員等ではない者 |
| 設備基準 | 住居 | ●住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあること ●指定事業所は、1以上の共同生活住居を有すること |
| | 設備 | ●共同生活住居は、1以上のユニットを有すること ●ユニットの居住面積:収納設備等を除き、7.43㎡以上 |
| | 定員 | ●指定事業所の定員:4人以上 ●共同生活住居の入居定員:2人以上10人以下(既存の建物を活用する場合:2人以上20人以下、市長が特に必要と認めた場合:21人以上30人以下) ユニットの定員:2人以上10人以下 ユニットの居室の定員:1人(特に必要と認められる場合は2人) |

指定基準等における「従うべき基準」・「標準」・「参酌すべき基準」対応表

| 指定基準等 | サービス事業名等 | 項目 | 従うべき基準 | 標準 | 参酌すべき基準 |
|---|--|---|--|--------------------------------------|--|
| | | | 現行の法令の内容(基準)に従い定めるもの | 現行の法令の内容(基準)を標準とし、合理的理由の範囲内で変更が可能なもの | 現行の法令の内容(基準)を参考とした上で、市独自に定めることが可能なもの |
| 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号) | 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 (第5条～第50条) | 配置する従業者及びその員数 | 第6条(従業者の員数) 第7条(管理者) 第46条(従業者の員数) 第47条(管理者) | なし | 第11条(契約支給量の報告等) 第13条(連絡調整に対する協力) 第14条(サービス提供困難時の対応) 第15条(受給資格の確認) 第16条(介護給付費の支給の申請に係る援助) 第17条(心身の状況等の把握) 第18条(指定障害福祉サービス事業者等との連携等) 第19条(身分を証する書類の携行) 第20条(サービスの提供の記録) 第21条(指定居宅介護事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等) 第22条(利用者負担額等の受領) 第23条(利用者負担額に係る管理) 第24条(介護給付費の額に係る通知等) |
| | | 居室及び病室の床面積 | | | |
| | | 障がい者又は障がい児の保護者のサービスの適切な利用の確保、障がい者等の適切な処遇、障がい者等の安全の確保、秘密の保持等 | 第10条(内容及び手続きの説明及び同意) 第12条(提供拒否の禁止) 第28条(同居家族に対するサービス提供の禁止) 第37条(秘密保持等) 第41条(事故発生時の対応) 第49条(同居家族に対するサービス提供の制限) | | |
| 療養介護 (第51条～第79条) | 配置する従業者及びその員数 居室及び病室の床面積 障がい者又は障がい児の保護者のサービスの適切な利用の確保、障がい者等の適切な処遇、障がい者等の安全の確保、秘密の保持等 | 配置する従業者及びその員数 | 第52条(従業者の員数) 第53条(管理者) | なし | 第55条(契約支給量の報告等)条(指定居宅介護 基本取扱方針) 第56条(サービスの提供の記録) 第57条(利用者負担額等の受領) 第58条(利用者負担額に係る管理) 第59条(介護給付費の額に係る通知等) 第60条(指定療養介護の取扱方針) 第61条(療養介護計画の作成等) 第62条(サービス管理責任者の責務) 第63条(相談及び援助) 第64条(機能訓練) 第65条第1項～第4項(看護及び医学的管理の下における介護) |
| | | 居室及び病室の床面積 | 第54条第1項(設備)(病室に係る部分に限る。) | | |
| | | 障がい者又は障がい児の保護者のサービスの適切な利用の確保、障がい者等の適切な処遇、障がい者等の安全の確保、秘密の保持等 | 第65条第5項(看護及び医学的管理下における介護) 第76条(身体拘束の禁止) | | |
| (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第30条第2項、第43条第3項) | 生活介護 (第80条～第99条) | 配置する従業者及びその員数 | 第81条(従業者の員数) 第82条第2項(従たる事業所を設置する場合における特例) 第86条第5項、第6項(介護) 第97条第3号(基準該当生活介護の基準) 第98条第4号(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例) | 第98条第2号(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例) | 第82条第1項(従たる事業所を設置する場合における特例) 第84条(設備) 第85条(利用者負担額等の受領) 第86条第1項～第4項(介護) 第87条(生産活動) 第89条(食事) 第90条(健康管理) |
| | | 居室及び病室の床面積 | なし | | |
| | | 障がい者又は障がい児の保護者のサービスの適切な利用の確保、障がい者等の適切な処遇、障がい者等の安全の確保、秘密の保持等 | 第86条6項(介護) 第88条(工賃の支払) | | |
| 短期入所 (第100条～第113条) | 配置する従業者及びその員数 居室及び病室の床面積 障がい者又は障がい児の保護者のサービスの適切な利用の確保、障がい者等の適切な処遇、障がい者等の安全の確保、秘密の保持等 | 配置する従業者及びその員数 | 第101条(従業者の員数) | 第112条第2号(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例) | 第103条第4項、第5項第1号ハ以外(設備及び備品等) 第104条(指定短期入所の開始及び終了) 第105条(入退所の記録の記載等) 第106条(利用者負担額等の受領) 第107条(指定短期入所の取扱方針) 第108条(サービスの提供) 第109条(運営規程) 第110条(定員の遵守) 第112条第2号、第3号以外(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例) |
| | | 居室及び病室の床面積 | 第103条第4項、第5項第1号ハ(設備及び備品等)(居室に係る部分に限る。) 第112条第3号(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)(居室に係る部分に限る。) | | |
| | | 障がい者又は障がい児の保護者のサービスの適切な利用の確保、障がい者等の適切な処遇、障がい者等の安全の確保、秘密の保持等 | なし | | |

指定基準等における「従うべき基準」・「標準」・「参酌すべき基準」対応表

| 指定基準等 | サービス事業名等 | 項目 | 従うべき基準 | 標準 | 参酌すべき基準 |
|---|---|---|--|---|---|
| | | | 現行の法令の内容(基準)従い定めるもの | 現行の法令の内容(基準)を標準とし、合理的理由の範囲内で変更が可能なもの | 現行の法令の内容(基準)を参考とした上で、市独自に定めることが可能なもの |
| <p>1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)</p> <p>(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第30条第2項、第43条第3項)</p> | <p>重度障害者等包括支援(第114条～第124条)</p> | 配置する従業者及びその員数 | 第115条(従業者の員数) | なし | <p>第118条(実施主体) 第119条(事業所の体制) 第120条第1項、第3項(障害福祉サービスの提供に係る基準) 第121条(指定重度障害者等包括支援の取扱方針) 第122条(サービス利用計画の作成) 第123条(運営規程)</p> |
| | | 居室及び病室の床面積 | なし | | |
| | | 障がい者又は障がい児の保護者のサービスの適切な利用の確保、障がい者等の適切な処遇、障がい者等の安全の確保、秘密の保持等 | 第120条第2項(障害福祉サービスの提供に係る基準) | | |
| | <p>自立訓練(機能訓練)(第125条～134条)</p> | 配置する従業者及びその員数 | 第126条(従業者の員数) 第130条第3項(訓練) 第133条第3号(基準該当自立訓練(機能訓練)の基準) | なし | <p>第129条(利用者負担額等の受領) 第130条第1項、第2項(訓練) 第131条(地域生活への移行のための支援) 第133条第1号、第2号及び第4号(基準該当自立訓練(機能訓練)の基準)</p> |
| | | 居室及び病室の床面積 | なし | | |
| | | 障がい者又は障がい児の保護者のサービスの適切な利用の確保、障がい者等の適切な処遇、障がい者等の安全の確保、秘密の保持等 | 第130条第4項(訓練) | | |
| | <p>自立訓練(生活訓練)(第135条～145条)</p> | 配置する従業者及びその員数 | 第136条(従業者の員数) 第144条第3号(基準該当自立訓練(生活訓練)の基準) | なし | <p>第138条第1項、第2項、第3項第1号口以外、第4項及び第5項(設備) 第139条(サービスの提供の記録) 第140条(利用者負担額等の受領) 第142条(記録の整備) 第144条(基準該当自立訓練(生活訓練)の基準)</p> |
| | | 居室及び病室の床面積 | 第138条第3項本文(居室に係る部分に限る。)及び第1号口(設備) | | |
| | | 障がい者又は障がい児の保護者のサービスの適切な利用の確保、障がい者等の適切な処遇、障がい者等の安全の確保、秘密の保持等 | なし | | |
| | <p>就労移行支援(第146条～156条)</p> | 配置する従業者及びその員数 | 第147条(従業者の員数) 第148条(認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数) | なし | <p>第150条(認定指定就労移行支援事業所の設備) 第152条(実習の実施) 第153条(求職活動の支援等の実施) 第154条(職場への定着のための支援の実施) 第155条(就職状況の報告)</p> |
| | | 居室及び病室の床面積 | なし | | |
| | | 障がい者又は障がい児の保護者のサービスの適切な利用の確保、障がい者等の適切な処遇、障がい者等の安全の確保、秘密の保持等 | なし | | |
| <p>就労継続A型(第157条～169条)</p> | 配置する従業者及びその員数 | 第158条(従業者の員数) | なし | <p>第160条(設備) 第163条(就労) 第165条(実習の実施) 第166条(求職活動の支援等の実施) 第167条(職場への定着のための支援等の実施) 第168条(利用者及び従業者以外の者の雇用)</p> | |
| | 居室及び病室の床面積 | なし | | | |
| | 障がい者又は障がい児の保護者のサービスの適切な利用の確保、障がい者等の適切な処遇、障がい者等の安全の確保、秘密の保持等 | 第161条(実施主体) 第162条(雇用契約の締結等) 第164条(賃金及び工賃) | | | |

指定基準等における「従うべき基準」・「標準」・「参酌すべき基準」対応表

| 指定基準等 | サービス事業名等 | 項目 | 従うべき基準 | 標準 | 参酌すべき基準 | |
|---|---|---|--|--|--|---------------------------------------|
| | | | 現行の法令の内容(基準)に従い定めるもの | 現行の法令の内容(基準)を標準とし、合理的理由の範囲内で変更が可能なもの | 現行の法令の内容(基準)を参考とした上で、市独自に定めることが可能なもの | |
| <p>1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)</p> <p>(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第30条第2項、第43条第3項)</p> | 就労継続B型 (第170条～第178条) | 配置する従業者及びその員数 | 第175条第2項(実施主体等) | なし | 第175条第3項(実施主体等) 第176条(運営規程) | |
| | | 居室及び病室の床面積 | なし | | | |
| | | 障がい者又は障がい児の保護者のサービスの適切な利用の確保、障がい者等の適切な処遇、障がい者等の安全の確保、秘密の保持等 | 第173条(工賃の支払等) 第175条第1項(実施主体等) 第177条(工賃の支払) | | | |
| | 共同生活援助 (第179条～206条) | 配置する従業者及びその員数 | 第180条(従業者の員数) | 附則4(施行日において現に指定共同生活援助の事業を行っている事業所に係る設備に関する特例)(居室に係る部分に限る。) | 附則4(施行日において現に指定共同生活援助の事業を行っている事業所に係る設備に関する特例)(入居定員に係る部分に限る。) | 第188条(介護及び家事等) 第191条(勤務体制の確保等) |
| | | 居室及び病室の床面積 | 附則4(施行日において現に指定共同生活援助の事業を行っている事業所に係る設備に関する特例)(居室に係る部分に限る。) | | | |
| | | 障がい者又は障がい児の保護者のサービスの適切な利用の確保、障がい者等の適切な処遇、障がい者等の安全の確保、秘密の保持等 | 第188条第2項(介護及び家事等) | | | |
| | 多機能型に関する特例 (第207条・208条) | 配置する従業者及びその員数 | 第207条(従業者の員数等に関する特例) | なし | なし | 第208条(設備の特例) |
| | | 居室及び病室の床面積 | なし | | | |
| | | 障がい者又は障がい児の保護者のサービスの適切な利用の確保、障がい者等の適切な処遇、障がい者等の安全の確保、秘密の保持等 | なし | | | |
| | 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準 (第209条～第213条) | 配置する従業者及びその員数 | 第210条(従業者の員数) 第211条(管理者) | なし | 第212条(利用定員) | 第209条(離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準) |
| | | 居室及び病室の床面積 | なし | | | |
| | | 障がい者又は障がい児の保護者のサービスの適切な利用の確保、障がい者等の適切な処遇、障がい者等の安全の確保、秘密の保持等 | なし | | | |